

# 《退職記念スーパープレミアム》定期預金

2020年7月1日現在

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金〈M型〉又は自由金利型定期預金〈大口定期預金〉 (愛称)《退職記念スーパープレミアム》定期預金										
2. 取扱期間	・当金庫のホームページにおいて公表します。										
3. 販売対象	・退職金を受け取られた個人及び個人事業主の方										
4. 期間	・1年(元金自動継続扱又は元利金自動継続扱)										
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・100万円以上 ※100万円以上1,000万円未満…自由金利型定期預金〈M型〉 1,000万円以上…自由金利型定期預金〈大口定期預金〉</li> <li>・1円単位</li> </ul>										
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。										
7. 制約事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金によるお預け入れで、退職されたご本人名義のみ対象となります。(ご家族名義等でのお取り扱いはいたしません。)</li> <li>・退職金のお受け取りから1年以内のお預け入れに限らせていただきます。</li> <li>・新規のお預け入れのみ対象となります。(現在当金庫にお預け入れいただいている定期預金からの振替のお取り扱いはいたしません。)</li> <li>・個人事業主の方は、小規模企業共済制度に基づく共済金からのお預け入れに限らせていただきます。(任意解約による解約手当金でのお取り扱いはいたしません。)</li> <li>・本商品は、当初満期日まで「《退職記念スーパープレミアム》定期預金」としてお取り扱いし、初回満期日に、満期日の店頭表示金利で自動継続(以後の満期日も同様)いたします(金利の上乗せはいたしません)。</li> </ul>										
8. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>・当初預入時の適用金利は、預入時の店頭表示の利率に年0.05%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。(預入金額に応じた適用金利は、下表のとおりです。)</li> </ul> <p>【当初預入時の適用金利表】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">預入金額</th> <th style="width: 40%;">基準金利</th> <th style="width: 20%;">上乗金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以上 300万円未満</td> <td>スーパー定期 1年ものの利率</td> <td rowspan="3">年0.05%</td> </tr> <tr> <td>300万円以上 1,000万円未満</td> <td>スーパー定期 300 1年ものの利率</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>大口定期預金 1年ものの利率</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回満期時の自動継続後は、継続日における店頭表示金利を適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。</li> </ul>	預入金額	基準金利	上乗金利	100万円以上 300万円未満	スーパー定期 1年ものの利率	年0.05%	300万円以上 1,000万円未満	スーパー定期 300 1年ものの利率	1,000万円以上	大口定期預金 1年ものの利率
預入金額	基準金利	上乗金利									
100万円以上 300万円未満	スーパー定期 1年ものの利率	年0.05%									
300万円以上 1,000万円未満	スーパー定期 300 1年ものの利率										
1,000万円以上	大口定期預金 1年ものの利率										
9. 税金	・2013年1月1日から2037年12月31日までの期間は、復興特別所得税が課税されますので、利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優をご利用の場合を除きます。)										
10. 手数料	—										
11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率)。</li> <li>・遺族基礎年金を受給されている方や身体障害者手帳をお持ちの方などは、マル優のご利用が可能です。</li> </ul> <p>◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。</p>										

《裏面に続く》

12. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第4位以下切捨）及び預入日又は自動継続日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預入期間が6か月未満の場合：解約日における普通預金利率</li> <li>② 預入期間が6か月以上1年未満の場合：約定利率×50%</li> </ul> </li> </ul>
13. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。</li> </ul>
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。</li> <li>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。  なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金保険制度の付保対象預金です。</li> <li>満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> </ul> <p>◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。</p>

